

## 《壬生町にお住まいの方》

### 令和3(2021)年農業用免税軽油に係る申請についてのお知らせ

栃木県では、毎年2月に、農業用の軽油引取税免税証を一括して交付しております。

今年度も、**下野農協(JAしもつけ)壬生地区営農経済センター青果物一元集荷所(2階会議室)**で申請を受け付けます。受付日時等は右表のとおりですので、交付を希望する方は、ご確認ください。

1. 受付日、受付時間、対象自治会 右表をご覧ください。

2. 申請会場

下野農協(JAしもつけ)壬生地区営農経済センター 青果物一元集荷所 2階会議室



3. 申請の際に持参するもの

- (1) 免税軽油使用者証
- (2) 印鑑
- (3) 免税軽油の引取り等に係る報告書(※新規申請以外の方)  
(納品書又は領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証(原本)を添付。)
- (4) 使用者証更新手数料 420円(※新規申請及び使用者証更新の場合)
- (5) 耕作証明書(※新規申請及び耕作面積が変更になった場合)  
**使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要です。**

注：①新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。

②令和3(2021)年一括交付では、地方税法の規定により、農業等に係る免税制度については現在令和3年3月31日までの経過措置となっています。現時点では制度延長が未定のため、今回の一括交付で交付となる数量は前年度交付した1年間分と同数量が限度となります。したがって交付数量が増となる方について、増分の免税証の交付は制度延長決定以降になります。

③新規申請及び免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類(契約書・納品書・領収書等)を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。

④国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

4. 問い合わせ先

○栃木県税事務所 軽油引取税調査担当 Tel.0282-23-6882

○壬生町農業委員会事務局 Tel.0282-81-1875 (耕作証明書について)

令和3(2021)年 農業用免税軽油申請受付及び免税証交付日程表

地区	受付日	受付時間	自治会	会場
南 犬 飼 地 区	2月24日(水)	9:00~11:30	北 小 林	下野農業協同組合(JAしもつけ) 壬生地区営農経済センター 青果物一元集荷所 2階会議室
			上 田	
		13:00~15:30	中 泉	
			助谷・助谷原	
			安塚一~三、南部、中央	
			上 長 田	
			国谷中央、本田、新田	
			あけぼの・落合 若草・虹の杜・国谷南	
稲 葉 地 区	2月25日(木)	9:00~11:30	釜ヶ淵、原坪、鹿島	
			下 町 、 上 町	
		13:00~15:30	下馬木(稲葉)	
			本郷、松原	
			西部、北原、中央	
			台宿、下坪	
			東原、鯉沼	
			福和田	
壬 生 地 区	2月26日(金)	9:00~11:30	下表町、中表町	
			下横町、今井	
			上表町、東下台	
			城東町、舟町	
			栄町、仲通町	
			上通町、駅東	
		13:00~15:30	城内、城南	
			下馬木(壬生)	
			西 高 野	
			上新町、万町	
			三好町、旭町	
			車塚、星の宮	
			台坪、上坪	
			前 宿 坪	
			田 向 稻 荷 内	
			馬 場 、 原 宿	
			至宝町北・南	
			六美町南部・中央・北部	
緑町・幸町・おもちゃのまち・いずみ				
ひばりヶ丘・下台団地・県営壬生住宅				
共同 受委託	2月8日(月)	9:00~11:30 および 13:00~15:30	栃木県庁下都賀庁舎 第2福利厚生棟会議室	

※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズに受付できます。  
 ※更新手数料420円がかかる方は、つり銭の無いようご協力をお願いします。  
 ※上記の期日に申請することが難しい場合は、県税事務所にお問い合わせください。  
 ※新型コロナウイルスによる感染症の拡大防止のため、マスクの着用及び体温測定のご協力をお願いします。  
 また、発熱や風邪の症状がある方は、来場を見合わせるようお願いします。